

取扱注意

資料No.1

国民健康保険システム標準化
第4回合同ワーキングチーム

令和7年3月10日

国民健康保険システム標準化

第4回合同ワーキングチーム

令和7年3月10日

目次

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容
2. 全国意見照会の実施結果
3. ご意見への対応方針
4. 全国意見照会の対応事項について
5. その他の対応について
6. 今後の予定

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

- これまでの標準化検討においては、令和3年度より検討を開始し、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）を公開し、その後も制度改正や持ち越し事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改定を行い、令和6年10月31日に国保標準仕様書【第1.3版】を公開した。
- その後、令和7年度に向けた制度改正や実装必須機能（経過措置対象）の整理等への対応を進め、前回のワーキングチーム（以下「WT」という。）及び第3回検討会において、**対応内容に関する議論及び報告を行い、その結果を反映した国保標準仕様書【第1.4版】（案）について、全国意見照会を行った。**
- 検討事項毎の対応内容は以下の通り。

| # | カテゴリ | 項目 | 対応内容 |
|---|------|-----------------------|---|
| 1 | 制度改正 | eLTAX活用に係る対応について | eLTAX活用に係る対応については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）の「共通課題対策分野」において、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるようにするため、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することが示された。 国民健康保険料についても、eLTAXを活用した収納の対応が必要となることから、国保標準仕様書への機能の取り込みを行った。 （詳細は後述） |
| 2 | | 子ども・子育て支援金対応について | 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。）の成立により、新たに 子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者が賦課・徴収する保険料に子ども・子育て支援金を含めることとされたため、国保標準仕様書への取り込みを行った。 （詳細は後述） |
| 3 | その他 | 実装必須機能（経過措置対象）の整理について | 国保においては国保標準仕様書【第1.1版】の公開後、大型の制度改正が示されており、全ての実装必須機能を標準化期限の令和7年度末までに実装することが困難な状況であることを踏まえ、一部の実装必須機能について、 経過措置対象（以下「実装必須機能（経過措置対象）」という。）として扱う方針とし、標準仕様書に反映した。 （詳細は後述） |
| 4 | | 支給決定通知書医療機関名称出力対応 | 高額療養費の支給簡素化が進んだことにより、被保険者が支給申請書で自身の受診実態を把握することなく高額療養費が支給されることが増えていることにより、高額療養費の支給決定通知書に「診療年月」及び「医療機関名称」を出力する必要性が高まっていることを踏まえ、 医療機関ごとの診療情報を示した高額療養費支給決定通知書を出力する機能及び帳票要件を標準オプション機能として追加した。 【機能要件】機能ID：0242828、0242829 【帳票】 給付30：国民健康保険高額療養費支給決定通知書 |

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

(前ページから続く)

| # | カテゴリ | 項目 | 対応内容 |
|---|------|--------------------|---|
| 5 | その他 | 印字不可の宛名郵便番号対応 | <p>滞納管理の帳票において、宛名郵便番号が印字できない場合があることが判明したため、執行機関の名称・宛名所在地等は基本データリストにおいて任意項目とされていることを踏まえ、「郵便番号」「住所」「氏名」については、標準オプション項目に変更した。</p> <p>【印字できないパターン】</p> <p>パターン①：権利者用の帳票は氏名と住所のみの入力であるため</p> <p>パターン②：執行機関向けの帳票は画面で宛名情報を入力できないため</p> <p>パターン③：利害関係人向けの帳票であるが、利害関係人の宛名郵便番号を保持していないため</p> <p>パターン④：宛先が個人向けではなく、宛名郵便番号を保持していないため</p> |
| 6 | | 税務標準仕様書の改版箇所の見直し | <p>令和6年8月末に公開された税務標準仕様書【第4.0版】の改版箇所を確認し、国保標準仕様書へ反映すべき要件があるか確認した結果、以下の反映を行った。</p> <p>① 財務会計システムへの連携機能を実装必須から標準オプション機能へ変更。</p> <p>② 「執行停止」の文言を、地方税法第15条の7のとおり「滞納処分の停止」へ修正。</p> |
| 7 | | 不支給決定通知書の項目の実装類型変更 | <p>不支給決定通知書の内訳項目の実装類型が、支給決定通知書の実装類型と異なるのご意見をいただき、不支給決定通知書の内訳項目の実装類型を支給決定通知書にあわせて標準オプション項目に変更した。</p> |

(1) eLTAX活用に係る対応について

課題

eLTAX活用に係る対応については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）の「共通課題対策分野」において、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるようにするため、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することが示された。

また、上述の規制改革実施計画に基づき、デジタル庁及び総務省並びに地方公共団体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁（以下「関係府省庁」という。）においては、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）にて、いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとして、eLTAXを活用した納付を行うことができるよう市区町村に重点的に要請を行うことが示された。

これらの決定に基づき、国民健康保険料について、eLTAXを活用して収納を行うための機能要件を国保標準仕様書に反映する必要がある。

方針（結論）

上記の決定を受けて、令和6年6月に公開されたeLTAX見積参考資料を基に事務局において検討を行った結果、以下の方針（案）にて対応を行った。

○ 実装類型と適合基準日について

規制改革実施計画において示されたeLTAXを活用した公金収納の開始期限である令和8年9月までは、標準化にむけた準拠対応や子ども・子育て支援金対応等の大型の制度改革にかかわる対応が集中している状況であり、国民健康保険料のeLTAXに対応する機能要件を実装必須とした場合、市区町村及びベンダの対応が困難な状況になることが予想される。また、財務会計システムの更新時期が市区町村によって大きく異なり、一律の適合基準日を定めることが難しいことから、厚生労働省と検討を行った結果、国民健康保険料のeLTAXに対応する機能要件については、適合基準日の定めがない標準オプション機能として規定した。

○ 追加すべき機能要件について

税務標準仕様書と国保標準仕様書の機能要件を比較し、税務標準仕様書に規定されているが、国保標準仕様書に規定していない機能要件の有無を確認した結果、税務標準仕様書における実装必須機能は、記載粒度や記載内容について若干の差異があるものの、国保標準仕様書の要件として規定済みであることから、国保標準仕様書の国民健康保険税に関する機能要件を基に、国民健康保険料のeLTAX対応に伴う要件の見直しを行った。

また、標準オプション機能については、税務標準仕様書及び介護標準仕様書において規定されているが、国保標準仕様書に規定されていない機能が2機能存在したため、国保標準仕様書へ追加した。

(1) eLTAX活用に係る対応について

方針（結論）

前ページに示した方針（案）に従い、機能・帳票要件の修正内容を抜粋して以下に示す。

- 国民健康保険税に関する機能要件をもとに、国民健康保険料に関する機能要件を以下のように追加した。

（修正例）

| 機能名称 | | 改定種別 | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | 要件の考え方・理由 |
|--------|------|------|---------|--|------|--------|---|
| 小分類 | | | | | 指定都市 | 一般市区町村 | |
| 13.2.2 | 消込処理 | | 0241437 | 共通納税の消込処理が一括又は個別でできること。 ※税の場合は実装必須機能。 | ◎ | ◎ | ・共通納税の消込処理については、税の場合に必須機能といたしました。 |
| 13.2.2 | 消込処理 | 新規追加 | 0241438 | 共通納税の消込処理が一括又は個別でできること。 ※保険料の場合 | ○ | ○ | ・【第1.4版】eLTAXを活用した公金収納について、令和8年9月までに開始するよう示されたことに伴い、要件を新たに追加しました。 |

規定済みの税の機能要件

料の機能要件を標準オプションにて追加

修正内容の詳細は、「【資料No3】国保標準仕様書【第1.4版】（案）」の「別紙2 機能・帳票要件_02_賦課管理（収納）」及び「（別紙2）国保_機能・帳票要件_02_賦課管理（滞納）」を参照。

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

(1) eLTAX活用に係る対応について

方針（結論）

○税務標準仕様書及び介護標準仕様書に規定されており、国保標準仕様書に規定されていない標準オプション機能を2機能追加した。

| 機能名称 小分類 | 改定種別 | 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | 要件の考え方・理由 |
|--|------|---------|--|----------|------------|--|
| | | | | 指定 都市 | 一般市 区町村 | |
| 13.2.2 消込処理 | 新規追加 | 0242793 | 納付情報管理ファイル、納付情報ファイル（納付日ベース）、納付情報ファイル（入金日ベース）の取り込み、管理にあたっては、税目・料金番号等により必要な納付データのみを取り込み、管理ができること。また、取り込み後に取り込み対象外のデータをファイル出力できること。 | ○ | ○ | ・【第1.4版】税込納仕様書において共通納税に関する要件が標準オプション機能にて追加されたことにより、税込納と同様に要件を追加しました。 |
| 13.13.2 共通納税 インターフェ ースシステムとの 連携（納付書情 報のアップロー ド） | 新規追加 | 0242787 | 共通納税インターフェースシステムに納付書情報登録処理結果を照会できること。 ※1 照会するための処理結果検索キーを保持できること ※2 取得結果にエラーファイルがある場合、エラーとなった案件及びエラー内容を特定できること | ○ | ○ | ・【第1.4版】他制度との横並びにて要件を追加しました。 |

(1) eLTAX活用に係る対応について

方針（結論）

○ 国保においては、国民健康保険税に係るeLTAXに関する機能要件の規定を行う際に、収納業務に携わる下記5団体からの意見を反映済みであった。今般、国民健康保険料に係るeLTAXへの対応に際し、国保・後期・介護に対し、改めて同団体へ意見照会が行われた。それらのご意見を踏まえ、事務局において検討を行い、反映が必要と判断した内容を取り込んだ。

- ・ ゆうちょ銀行
- ・ 全国銀行協会
- ・ 日本代理収納サービス協会
- ・ 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会
- ・ 日本マルチペイメントネットワーク運営機構

○ 帳票レイアウトの修正内容と修正理由（抜粋）

| # | 様式 | 修正内容 | 修正理由 |
|----|-------------|--|---|
| 1 | マル公 | 督促手数料・延滞金等の手書き欄を削除 (欄削除に伴い、コンビニ収納欄、納付者氏名欄のレイアウトをカク公様式にあわせて修正) | 督促手数料や延滞金等を活用し、納付合計金額がeL-QR格納金額と相違する場合、督促手数料や延滞金等の徴収漏れといったミスや受付できない場合が生じるとのご指摘をいただいたため、当該欄を削除することとした。 |
| 2 | | 納入済通知書のMTID「33」削除 | 記載不要との指摘があり削除した。 |
| 3 | | 領収印欄左横に「○○県○○市」追加 | その他帳票との横並びの観点で修正した。 |
| 4 | カク公 | 納付書の領収印下の「取りまとめ店（ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター）」の記載削除 | 納付書（カク公様式）には、取りまとめ店（ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター）の記載は不要との指摘があり削除した。 |
| 5 | | 納入済通知書の納付者氏名欄のeL番号の出力削除 | MPN標準帳票の場合、eL番号は「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」及び「納付区分」欄に印字するため、納入済通知書の下部に記載の「eL番号」は不要との指摘があり削除した。 |
| 6 | | 原符兼払込金受領証及び領収証書に納期限欄追加 | 原符兼払込金受領証及び領収証書に「納（付）期限」欄を設けるよう依頼があり修正した。 |
| 7 | | 原符兼払込金受領証にページマーク追加 | 税務システムと横並びの観点で修正した。 |
| 8 | マル公 ／カク公 | 督促状の領収証書のタイトルを「督促状兼領収証書」に変更 | タイトル修正の依頼があり修正した。 |
| 9 | | 領収証書のタイトル横にマル公／カク公マークを追加 | マル公／カク公マークを印字するよう依頼があり修正した。 |
| 10 | | 督促状の領収証書の納付額合計欄に「円」追加 | 金額項目について他項目と横並びの観点で修正した。 |

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

(1) eLTAX活用に係る対応について

方針（結論）

○ 帳票レイアウト修正箇所（抜粋）



その他、修正内容の詳細は「【資料No3】国保標準仕様書【第1.4版】（案）」の以下の標準仕様書を参照。

- ・「別紙 3 帳票詳細要件_02_賦課管理」
- ・「別紙 3 帳票詳細要件_02_賦課管理（収納）」
- ・「別紙 3 帳票詳細要件_02_賦課管理（滞納）」
- ・「別紙 4 帳票レイアウト_02_賦課管理」
- ・「別紙 4 帳票レイアウト_02_賦課管理（収納）」
- ・「別紙 4 帳票レイアウト_02_賦課管理（滞納）」

(2) 子ども・子育て支援金対応について

課題

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。）が令和6年6月5日に成立し、本改正法において、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとされた。

子ども・子育て支援金制度の主な内容は、以下の通りである。

- ①医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収
- ②医療保険者は被保険者等から徴収する保険料に納付金を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。

方針（結論）

制度施行時に必要となる機能については、市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）において整理が進められた。（標準システムにおける対応方針の詳細については「【別添①】基本設計の観点および方針について（子ども支援金）」参照。）事務局において、標準システムにおいて整理された内容をもとに検討を行い、国保標準仕様書（案）に反映した。

| # | 業務 | 標準システムにおける対応内容 | |
|---|----|---|---|
| | | 概要 | 対応内容 |
| 1 | 賦課 | 子ども・子育て支援金分の保険料（税）率を設定する機能 | 子ども・子育て支援金分に係る保険料（税）率を設定可能とし、算定に必要な18歳以上均等割額及び軽減18歳以上均等割額を設定するための項目を追加する。 |
| 2 | | 子ども・子育て支援金分を含め保険料（税）額を計算する機能 | 令和8年度以降の年度を賦課対象とし、確定賦課（本算定）、賦課更正（現年度更正及び過年度更正）を行う際、子ども・子育て支援金分を考慮し、保険料（税）額を計算する処理を追加する。 |
| 3 | | 子ども・子育て支援金分に係る情報を登録し管理する機能 | 医療分、支援金分、介護分のデータ管理仕様と同様に子ども・子育て支援金分の情報を管理するテーブルを追加し、子ども・子育て支援金分の賦課情報を管理する。 |
| 4 | | 子ども・子育て支援金分を含む賦課情報を収納サブシステム及び収納他システムへ連携する機能 | 賦課サブシステムが算定した子ども・子育て支援金分を含めた調定情報を収納サブシステムへ反映する処理を追加する。 |

(2) 子ども・子育て支援金対応について

方針（結論）

(前ページよりつづき)

| # | 業務 | 標準システムにおける対応内容 | |
|----|----|--------------------------------------|---|
| | | 概要 | 対応内容 |
| 5 | 賦課 | 子ども・子育て支援金分に係る賦課情報を照会する機能 | 賦課状況照会において、「子ども分」の項目を追加し、子ども・子育て支援金分の調定額の内訳を表示するよう修正する。 |
| 6 | | 子ども・子育て支援金分の算定明細を出力した納入通知書等を発行する機能 | 被保険者へ通知する納入通知書の賦課明細を出力する処理に、医療分、支援金分、介護分の賦課明細に加えて、子ども・子育て支援金分の賦課明細の出力を追加する。 |
| 7 | | 子ども・子育て支援金分を考慮した集計、抽出を行う機能 | 賦課サブシステムから出力する各種一覧表、集計表において子ども・子育て支援金分に係る情報を表示する項目を追加する。 |
| 8 | | 子ども・子育て支援金分を考慮した市町村基礎ファイル根拠情報を作成する機能 | 市町村基礎ファイルを作成するため、子ども・子育て支援金分の賦課限度額控除後所得額及び賦課限度額控除後資産税額を算出するための保険料率の入力機能とそれを基に市町村基礎ファイルを作成する処理を追加する。 |
| 9 | 収納 | 子ども・子育て支援金分を考慮した納付額の按分額を計算する機能 | 医療分、支援金分、介護分と同様に調定額内訳をもとに均等按分にて算出を行うよう処理を修正する。 |
| 10 | | 子ども・子育て支援金分に係る情報を登録し管理する機能 | 画面表示、一覧・集計表作成時に子ども分の内訳額をもとに按分計算を行うため、内訳項目を管理しているテーブルへ「内訳7～10」の項目を追加する。 |
| 11 | | 子ども・子育て支援金分に係る収納情報を照会する機能 | 収納情報照会画面において、子ども・子育て支援金分に係る保険料（税）調定額内訳、収納額内訳を表示するための項目を追加する。 |
| 12 | | 子ども・子育て支援金分を考慮した集計、抽出を行う機能 | 各種一覧表、集計表において子ども・子育て支援金に係る調定額内訳項目、収納額内訳項目等の表示項目を追加する。 |
| 13 | | 子ども・子育て支援金分を含む賦課情報を収納他システムへ連携する機能 | 統合収納管理システムとの連携機能において子ども分の内訳項目の入出力対応を行う。 |

標準仕様書への反映内容については、「【資料No3】国保標準仕様書【第1.4版】（案）」を参照。

4. 実装必須機能（経過措置対象）の整理について

課題

地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）において、令和4年度末に公開した標準仕様書（国保の場合【第1.1版】）に令和7年度末までに準拠し、かつ令和4年度末以降に公開された標準仕様書のうち制度改正等の政策上必要と判断されるものについても合わせて令和7年度末までに準拠するよう方針が示されてきた。

国保においては【第1.1版】の公開後、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応（令和6年12月2日施行）、子ども・子育て支援金対応（令和8年度施行予定）等、大型の制度改正が示されており、標準仕様書への準拠対応に加えて、これら制度改正に係るシステム改修についても優先的に対応を行う必要が生じているところ。

上記の状況から、ベンダ各社からは国保標準仕様書に示している全ての実装必須機能を令和7年度末までに実装することが困難な状況にあるとの声が挙がっているものの、基本方針で示されている令和7年度末の標準化期限について、国保単独で見直すことは困難であることから、国保の制度運営に直結しない利便性を目的とした実装必須機能については、時限を設けた標準オプション機能（以下「実装必須機能（経過措置対象）」という。）として扱う方針を、第1回検討会（令和6年8月22日開催）にてご承認いただいた。（適合基準日を遅らせることはしない。）

その後、令和6年12月24日に基本方針の改定版が公開され、現行システムから標準仕様書に準拠したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けると規定されている。

これらの経緯を踏まえ、経過措置対象機能を検討する必要がある。

第3回合同WTまでの検討の経緯

<第1回ベンダ分科会における検討>

本対応の進め方について第1回検討会にてご承認いただいたことを受け、事務局において対象候補と考える実装必須機能について、その理由も合わせて整理した。整理した結果（対象候補（案））について、令和6年11月28日から12月9日に掛けて第1回ベンダ分科会（書面開催）を実施し、いただいたご意見について、事務局にて確認した上で下記の方針にて整理することとした。

【ベンダ構成員意見を踏まえた対象候補（案）の整理方針】

- ① 事務局が対象候補とした機能については、対象候補機能の見直しを要するようご意見はなかったため、事務局（案）のとおりとする。
- ② 事務局が対象候補とした機能以外に、対象候補に含めるようご意見をいただいた機能が約230機能あった。ご意見をいただいた機能の中には、横並び調整方針にて規定されている機能や、標準仕様書に定める他の機能要件では代替が困難な機能等が含まれていたことから、複数の分類を設けた上で、事務局において対象候補（案）への取込みの可否を判断し、振り分けを行った。整理した結果を次ページに示す。

4. 実装必須機能（経過措置対象）の整理について

第3回合同WTまでの検討の経緯

【ベンダ構成員意見を踏まえた対象候補（案）の整理方針（続き）】

②の整理結果（詳細については「【別添②】実装必須機能（経過措置対象）候補一覧（案）」の「ベンダ分科会（書面開催）での意見を踏まえた検討結果」欄参照。）

| # | 分類 | 方針の理由・判断基準 | 件数 | 対応状況 |
|---|-------------|---|-----|--------------|
| 1 | 対象候補追加 | いただいたご意見のとおり、国保の制度運営に直結しない利便性を目的とした機能や代替手段にて運用が可能な機能と考えられるもの。一部要件を分割して、経過措置対象の候補としてもよいと考えられるもの。 | 13 | 対象候補として追加 |
| 2 | 実装類型変更 | いただいたご意見により改めて検討した結果、標準オプション機能へ変更することが適切と考えられるもの。一部要件を分割して標準オプション機能へ変更するもの。 | 14 | 標準オプション機能へ変更 |
| 3 | 必要機能 | 代替手段がない等により経過措置対象とすべきではないもの。 | 23 | 対応見送り |
| 4 | 他業務との共通要件 | 共通機能標準仕様書や横並び調整方針等により示された機能であり、国保単独で経過措置対象とすべきではないもの。 | 4 | |
| 5 | 必須機能として検討済み | 過去の検討において標準オプション機能から必須機能へ変更しており、過去の議論と相違することから、経過措置対象とすべきではないもの。 | 2 | |
| 6 | 理由不相当 | 経過措置対象とすべき理由の記載がない又は妥当ではないと思われる理由のもの。 | 47 | |
| 7 | 検討対象外 | 標準オプション機能に対するご意見であり、経過措置対象とする必要がないもの | 128 | |

<基本方針の改訂>

上記の整理を行った一方、令和6年12月24日に閣議決定された基本方針において以下の規定が追加され、制度所管省庁及び地方公共団体が必要性を認めた機能については、標準化期限である令和8年4月1日以降に実装することも可とする経過措置が示された。

地方公共団体情報システム標準化基本方針（2024年12月24日閣議決定） 2.2（5）標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行（抜粋）

また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、**移行後の実装等を可能にする経過措置を設ける**こととする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- ① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。
- ② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する**省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体**が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第6条第1項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

4. 実装必須機能（経過措置対象）の整理について

第3回合同WTまでの検討の経緯

<第3回合同WTにおけるご意見と検討事項>

前ページに示した「②の整理結果」について、令和7年1月15日に実施した第3回合同WTにてご提示したところ、令和6年12月24日に閣議決定された基本方針の趣旨も踏まえ、システム外での対応含め代替運用が可能であるなど、標準仕様書に示す機能要件のとおり国保システムに実装されていない場合でも市町村の事務に支障がないと考えられる機能については対象とする等、経過措置対象の機能について幅広く検討して欲しいといったご意見を構成員からいただいた。合わせて、令和7年度末に向けた方針に関わる事項であり、可能な限り早期の決定を求めるといったご意見もいただいたところ。

WTでの議論の結果を踏まえ、標準仕様書【第1.4版】（案）でお示しする経過措置対象機能については、第1回検討会（令和6年8月22日開催）での決定に基づく国保単独の取組ではなく、令和6年12月24日に示された基本方針の変更の趣旨を踏まえた対応として位置づけることとし、以下のメリットについても考慮して新たな判定基準を設け、拡充を行うこととした。

<経過措置対象の拡充によるメリット>

・経過措置対象の機能を拡大することにより、国保業務において、システム開発の遅れ等により期限までに標準化対応が完了できないシステム（基本方針に規定された「特定移行支援システム」）が発生するリスクが軽減されることとなる。このことにより、市町村においても令和7年度末までの標準準拠システムへの移行が完了する可能性を高めることにも繋がる。

方針（結論）

<実装必須機能（経過措置対象）の判定基準の見直し>

実装必須機能（経過措置対象）の再整理にあたっては、新たに以下の基準を設定した。

- ・代替運用（システム外での対応を含む）が可能であり、市町村における業務に支障がないこと。
- ・令和7年度末の時点で、すべての国保システムにおいて標準化されていなかった場合であっても支障がないこと。

【留意事項】

- ◆経過措置対象機能については、本来、実装必須機能として規定されていたものであり、市町村における業務において重要な機能であることに変わりはなく、経過措置期限（令和10年度末を目途）までには実装されることを前提としている。
- ◆代替運用の方法については、システム開発事業者及び市町村において、システムの機能の実装状況や市町村の運用の実態を踏まえて、実現方法を検討する必要がある。
※代替運用については、現行機能（標準準拠前）の利活用や、新たにExcel等により代替運用を準備するといった対応を想定。

見直し後の判定基準により、改めて経過措置対象とする機能の振り分けを行った結果を次頁に示す。

4. 実装必須機能（経過措置対象）の整理について

方針（結論）

<実装必須機能（経過措置対象）の対象>

| # | 第3回合同WT時点の整理結果 | | | | 第3回検討会時点（方針見直し後）の整理結果 | | |
|---|----------------|---|-----|--------------|-----------------------|------------------------|--------------------------------|
| | 分類 | 方針の理由・判断基準 | 件数 | 対応方針 | 件数 | 対応方針 | 対応方針を変更した理由 |
| 1 | 対象候補追加 | いただいたご意見のとおり、国保の制度運営に直結しない利便性を目的とした機能や代替手段にて運用が可能な機能と考えられるもの。一部要件を分割して、経過措置対象の候補としてもよいと考えられるもの。 | 13 | 対象候補として追加 | 13 | 対象候補として追加 (変更なし) | - |
| 2 | 実装類型変更 | いただいたご意見により改めて検討した結果、標準オプション機能へ変更することが適切と考えられるもの。一部要件を分割して標準オプション機能へ変更するもの。 | 14 | 標準オプション機能へ変更 | 17 (※1) | 標準オプション機能へ変更 (変更なし) | - |
| 3 | 必要機能 | 代替手段がない等により経過措置対象とすべきではないもの。 | 23 | 対応見送り | 22 | 対象候補として追加 | 実装必須機能（経過措置対象）の判定基準を見直したため |
| 4 | 他業務との共通要件 | 共通機能標準仕様書や横並び調整方針等により示された機能であり、国保単独で経過措置対象とすべきではないもの。 | 4 | | 4 | | 実装必須機能（経過措置対象）の判定基準を見直したため（※2） |
| 5 | 必須機能として検討済み | 過去の検討において標準オプション機能から必須機能へ変更しており、過去の議論と相違することから、経過措置対象とすべきではないもの。 | 2 | | 1 | | #3と同様 |
| 6 | 理由不相当 | 経過措置対象とすべき理由の記載がない又は妥当ではないと思われる理由のもの。 | 47 | | 46 | | |
| 7 | 検討対象外 | 標準オプション機能に対するご意見であり、経過措置対象とする必要がないもの | 128 | 128 | 対応見送り (変更なし) | - | |

(※1) 機能要件の内容を精査した結果、#3, 5, 6に分類していた機能各1件を#2に変更したため、17件に増加している。

(※2) 国保の法令上又は制度上支障なく運用できることを前提に、実装必須機能（経過措置対象）としても問題ない旨、デジタル庁へ確認済み。

上記のとおり、第3回WT時点において対応見送りと整理していた#3～6の機能を対象候補として追加し、実装必須機能（経過措置対象）は86機能となった。

全国意見照会にあたっては、これらに加えて、第1回ベンダ分科会実施前に事務局にて対象候補とした機能（13ページ【ベンダ構成員意見を踏まえた対象候補（案）の整理方針】に示した①の機能）36機能を加えた計122機能について、実装必須機能（経過措置対象）としてお示しする。

4. 実装必須機能（経過措置対象）の整理について

方針（結論）

<経過措置の期限>

経過措置を行う期限について、第1回ベンダ分科会にてヒアリングした結果は以下のとおり。

- ・令和10年度末又はそれ以降 : 3社
- ・令和8年度末 : 3社
- ・経過措置とする必要なし : 1社

いただいたご意見と基本方針にて示された内容を踏まえて事務局にて検討を行った結果、今回対象候補として整理した機能については、一律令和10年度末を経過措置期限と定めることとし、来年度以降改めて市区町村及びベンダの対応状況をヒアリングした上で、令和10年度末までに実装することが困難な状況が見込まれる場合には、該当の機能を標準オプション機能に変更する等の検討を行うこととする。

<全国意見照会における実装必須機能（経過措置対象）の示し方>

対象機能と経過措置を行う期限については、以下のとおり、機能・帳票要件に示して全国意見照会を行う予定。国保標準仕様書【第1.4版】公開時の示し方は引き続き検討を行う。

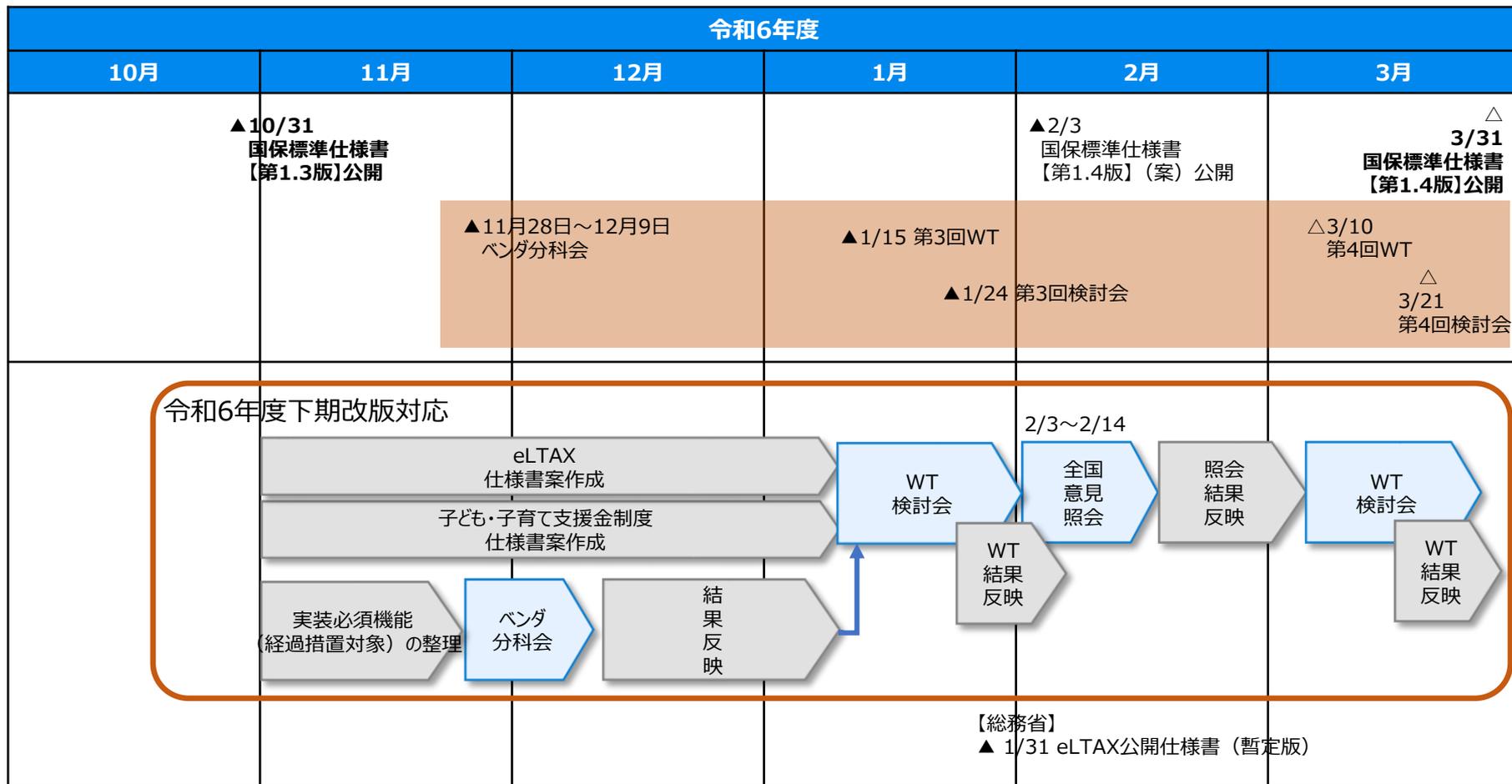
経過措置対象の機能に対し、経過措置期限及び対象とした理由を記載する。

| 機能ID | 機能要件 | 実装区分 | | 適合基準日 | 実装必須機能（経過措置対象） | |
|---------|--|------|------|----------|----------------|--|
| | | 指定都市 | 一般市区 | | 経過措置期限 | 対象理由 |
| 0240127 | 領票等の印刷のため、当該領票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 | 令和10年度末 | 領票の業務委託をする場合において領票データをCSV形式のテキストファイルに出力する機能は業務上必須ではあるが、領票の印刷はPDF等のデータを用いるケースもあり、令和8年4月1日時点において全ての国保システムにおいて実装されている必要はないため。 |
| 0240129 | 宛名を印字する領票において、宛名情報からカスタマーバーコードが出力できること。 | ◎ | ◎ | 令和8年4月1日 | | |

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

- これまでの標準化検討の実施スケジュールは以下の通り。
- 令和7年2月3日から2月14日の期間において、国保標準仕様書【第1.4版】（案）に対する全国意見照会を実施し、その結果の反映を行ったところ。

: 事務局が実施する作業
 : 検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業



2. 全国意見照会の実施結果

- 令和7年2月3日から2月14日の期間で実施した国保標準仕様書【第1.4版】（案）全国意見照会においていただいた本紙及び別紙に対するご意見の数は以下の通り。

| # | 業務 | 国保標準仕様書 【第1.4版】（案） | 意見分類（※1） | | | | | 合計 | 質問票 （※2） |
|----|------------|-----------------------|-------------|------|-------------|--------------|-----|-----|-------------|
| | | | 表現修正・ 誤植 | 要件追加 | 要件縮小・ 削除 | 経過措置 対象変更 | その他 | | |
| 1 | - | 本紙 | 1 | 2 | 0 | - | 0 | 3 | 0 |
| 2 | システム 共通 | 機能・帳票要件 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 5 | 0 |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | |
| 3 | 資格 管理 | 業務フロー | 0 | 1 | 0 | - | 0 | 1 | 10 |
| | | 機能・帳票要件 | 0 | 12 | 1 | 15 | 1 | 29 | |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 18 | 16 | 1 | - | 15 | 50 | |
| 4 | 賦課 管理 | 業務フロー | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 4 |
| | | 機能・帳票要件 | 0 | 0 | 0 | 5 | 2 | 7 | |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 42 | 6 | 2 | - | 10 | 60 | |
| 5 | 給付 管理 | 業務フロー | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 4 |
| | | 機能・帳票要件 | 0 | 6 | 0 | 0 | 4 | 10 | |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 0 | 16 | 0 | - | 0 | 16 | |
| 6 | 収納 管理 | 業務フロー | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 1 |
| | | 機能・帳票要件 | 1 | 2 | 0 | 0 | 32 | 35 | |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 0 | 5 | 4 | - | 6 | 15 | |
| 7 | 滞納 管理 | 業務フロー | 0 | 1 | 0 | - | 0 | 1 | 1 |
| | | 機能・帳票要件 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 1 | 0 | 0 | - | 3 | 4 | |
| 合計 | | | 64 | 68 | 8 | 24 | 73 | 237 | 20 |

※1 回答する市区町村にて、回答時に付していただいた意見分類

※2 意見照会の回答様式とは別に質問票で受け付けた問合せやご意見

3. ご意見への対応方針

- 全国意見照会でいただいたご意見は、前述の4頁にて示した今後検討を予定している事項に関するものや、誤植等の指摘、標準化の趣旨に沿わないご意見等が混在していたため、これらを細分化し、下記7分類と分類毎に対応区分を定め、ご意見の分類作業及びご意見への対応を行った。

| # | 分類 | 分類の基準 | 対応区分 | |
|---|---------|--|-------|----|
| | | | 対応見送り | 修正 |
| 1 | 質問 | 記載に関する質問や、既に要件として規定済みとなっている内容であるため、対応を不要としたもの。 | ○ | — |
| 2 | 見送り | 以下の理由により対応を不要としたもの。 ・標準仕様書の対象範囲外の内容のもの ・すでに検討済みの事項であり、現時点で変更することが適切でないと考えるもの 等 | ○ | — |
| 3 | 今後検討予定 | 地方単独公費の取り扱い等、検討中の事項に対してのご意見であるため、現時点での対応は見送り、今後の参考情報として活用するもの。 | ○ | — |
| 4 | 記載修正 | 誤植の指摘や、他の記載との不整合等に関するご意見であるため、事務局の判断にてご意見の通りに対応したもの。 | — | ○ |
| 5 | 経緯・補足修正 | 仕様書の記載が不十分であるためにいただいたご意見であると判断し、事務局の判断にて経緯等の追記を行ったもの。 | — | ○ |
| 6 | 制度 | 制度に基づいたご意見であり、要件の変更を検討すべきと判断したもの。 | — | ○ |
| 7 | 見直し | ご意見の内容に基づく要件がないと業務が遂行できず、代替手段がない等の運用への影響があり、要件の変更を検討すべきと判断したもの。 | — | ○ |

- 対応区分毎の内容と、関連する資料を以下に示す。

| # | 対応区分 | 対応内容 | 関連資料 |
|---|-------|--|--|
| 1 | 対応見送り | ご意見に対して、国保標準仕様書へ反映しない理由や根拠等を整理している。 | ● 【別添①】ご意見一覧 |
| 2 | 修正 | 誤植や機能の見直しが明らかに必要であると判断したものについて、国保標準仕様書【第1.4版】（案）の修正を行っている。 | ● 【別添①】ご意見一覧 ● 【別添②】標準仕様書【第1.4版】（案） |

3. ご意見への対応方針（分類結果）

- 前頁にてお示した7分類にご意見を分類した結果は以下の通り。

| 分類 | | 質問 | 見送り | 今後 検討予定 | 記載修正 | 経緯・ 補足修正 | 制度 | 見直し | |
|------|-------------|--------------|-----|------------|------|-------------|----|-----|---|
| 対応区分 | | 対応見送り | | | 修正 | | | | |
| 1 | － | 本紙 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | システム共通 | 機能・帳票要件 | 0 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | 資格管理 (※) | 業務フロー | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 機能・帳票要件 | 0 | 21 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 8 | 31 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| 4 | 賦課管理 | 業務フロー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 機能・帳票要件 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 5 | 24 | 0 | 29 | 0 | 0 | 2 |
| 5 | 給付管理 | 業務フロー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 機能・帳票要件 | 3 | 5 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 8 | 1 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | 収納管理 | 業務フロー | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 機能・帳票要件 | 33 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 4 | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 | 滞納管理 | 業務フロー | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 機能・帳票要件 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 帳票詳細要件・レイアウト | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | | 66 | 107 | 3 | 56 | 0 | 0 | 2 |

(※) 資格管理のご意見3件については対応方針を厚生労働省へ照会中のため、回答があり次第、事務局にて必要に応じて国保標準仕様書【第1.4版】（案）へ反映する予定。

- 「見送り」としたものが**107件**と最も多い結果であったが、新たな機能要件の追加要望や、すでに規定済みの機能や項目の実装類型の変更要望等、いずれも【第1.3版】から大幅な変更が生じていない機能に対するご意見やすでに議論済みのものと判断したためであり、これらについては国保標準仕様書への反映を行っていない。
- 「記載修正」としたものは**56件**あり、多くは制度との整合性が取れていないものや、誤植に関するものであったため、修正が必要と判断し、国保標準仕様書【第1.4版】（案）への反映を行った。

3. ご意見への対応方針（ご意見一覧）

- 前述した7分類及び2種類の対応区分に従い、事務局にて各ご意見に対して分類・理由等を記載し、「ご意見一覧」として整理している。（詳細は「【別添①】ご意見一覧」参照）

【ご意見一覧のイメージ】

| 意見内容 | 意見の理由 | ご意見整理 | | |
|---|---|-------|-------|--|
| | | 分類 | 対応区分 | 回答 |
| 実装必須機能に「※マル学・マル遠を出力対象とするか選択できること」を追記すべき。 | マル学対象者はアルバイト等の収入がある場合があるため、マル遠も含めて所得照会の対象とすることを可能とするべき。 | 見直し | 修正 | いただいたご意見につきましては、市区町村によって機能の要否が異なるため、実装オプションとして以下の機能を追加いたしました。 <ul style="list-style-type: none"> ・前住所地所得照会資料について、マル学該当者を含めて出力できること。 ・前住所地所得照会資料について、マル遠該当者を含めて出力できること。 |
| 料（税）額計算の算定結果について、決定金額や期別調定額を修正可能な機能について、実装オプション機能から実装必須項目へ変更する。 | 月次更正を行う際に必須機能となり、当該機能が無くなることで効率化が図られなくなるため | 実装区分 | 対応見送り | 実装類型につきましては、開発ベンダからの申し入れ等により、業務上必要不可欠な機能を除きオプション機能とするよう、デジタル庁より指針が示されているところです。 加えて、標準仕様書【第1.0版】において定めた実装類型に基づき、既に開発を進めているベンダもあるため、これらの状況を踏まえ、オプションから必須への変更につきましては業務上必要不可欠な場合を除き、見送りさせていただきます。 |

※「ご意見一覧」は意見照会を行った対象物毎に、以下の4シートに分けて作成している。

- ・「集計結果②本紙」
- ・「集計結果③（別紙1）業務フロー」
- ・「集計結果④（別紙2）機能・帳票要件」
- ・「集計結果⑤（別紙3・4）帳票詳細要件・帳票レイアウト」

- なお、「ご意見一覧」については、他業務と同様に公開はしない方針とし、国保標準仕様書【第1.4版】の公開をもって、各市区町村においてご意見の反映有無をご確認いただくこととする。

4. 全国意見照会の対応事項について

(1) 国保情報集約システム向け高齢受給者証履歴の要件追加について

課題

国保標準仕様書【第1.3版】で規定した以下の機能について、全国意見照会において要件追加のご意見をいただいたため、対応方針を検討した。

2.6.2 資格情報（世帯・個人）データ作成（機能ID：0242677）

国保情報集約システム向け「資格情報（個人）ファイル」連携ファイルのうち高齢受給者証履歴について、マイナンバーカードと被保険者証の一体化を境に負担区分判定履歴から高齢受給者証の交付履歴を作成できること。

【管理項目】

国保情報集約システムとのインタフェースに準拠

方針（結論）

全国意見照会においては、「**誤って作成された場合や遡及して資格異動した場合などに修正・削除する必要があるため、作成された負担区分判定履歴が修正・削除できることを要件に追加してほしい。**」といったご意見をいただいた。

要件の追加要否についてベンダ各社にヒアリングを行った結果、**賛成4社、反対2社**であり、「**誤入力があった場合や遡及时的履歴修正については必要な機能であるものの、システムによって運用方法が異なることが想定されるため、標準オプション機能として追加することが妥当**」といった賛成意見をいただいた一方、「**負担割合や資格情報（世帯・個人）データを修正する機能は既に規定済み（※）であるため、追加不要**」といった反対意見もいただいた。

（※）既に規定済みの標準オプション機能

5.6.1 負担割合判定（機能ID：0240450, 0240451）

被保険者の負担割合判定において、以下の負担割合情報が修正・削除できること。

【管理項目】

「負担割合」「判定年月日」「適用年月日」「課税標準額」「旧ただし書き所得」

2.6.2 資格情報（世帯・個人）データ作成（機能ID：0240305）

作成した資格情報（世帯）データと資格情報（個人）データについて、強制的に内容を修正できること。

システム上で保持していない情報を強制的に作成する必要がある場合（旧システムで管理していた情報の移行漏れの対応等）において、暫定的に国保情報集約システムにデータ送付する必要がある場合に使用する。

【管理項目】

○ 国保情報集約システムとのインタフェースに準拠

後者の反対意見をもとに事務局にて改めて確認したところ、ご指摘のとおり規定済みの標準オプション機能で対応可能であると判断しており、当該ご意見については対応見送り（標準オプション機能としての要件追加は行わない。）としたいがいかがか。

5. その他の対応について

- 全国意見照会後に判明し、国保標準仕様書の修正が必要と判断した事項については、以下の通り対応を行ったため、内容についてご確認をいただきたい。

| # | 修正概要 | 修正方針 | 国保標準仕様書【第1.4版】(案)への取込有無 |
|---|-----------------------------|---|-------------------------|
| 1 | 刑法改正による資格確認書等の様式変更について | 刑法改正に伴い、 資格確認書等の帳票レイアウトを修正した。 (修正の経緯及び内容については次頁以降参照。) | 取込済み |
| 2 | 特定健診等システムとの連携機能の適合基準日変更について | 特定健診等システムと国保システムの連携に係る機能要件(機能ID:0242748)の適合基準日について、他の実装必須機能と同様に「令和8年4月1日」と規定していたが、特定健診等システム標準仕様書の適合基準日は「令和11年4月1日」であり齟齬が生じていることから、 機能・帳票要件の適合基準日を変更した。 | 取込済み |
| 3 | 誤植修正等の反映 | 以下の事項について、国保標準仕様書へ反映した。 ①「[収納25:督促状(納付書兼用4)]」の帳票レイアウトと帳票詳細要件と不整合の項目(納付番号、確認番号等)があったため、 帳票レイアウトを修正した。 | 取込済み |

5. その他の対応について

(1) 刑法改正による資格確認書等の様式変更について

刑法が改正（※）され、刑罰の懲役と禁錮を一本化した「拘禁刑」が新設される。【令和7年6月1日施行】

（※）「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年6月17日公布・法律第67号）

国保においては刑法改正の施行に合わせて「懲役」の文言を使用している資格確認書等の様式について、省令様式の改正が行われる方針が示されたことから、標準仕様書においては、法令改正の対応事項として令和7年3月末公開予定の国保標準仕様書【第1.4版】に反映することとし、該当する帳票レイアウトを修正した。

○主な変更点

- 各証の注意事項欄の「懲役」の表記を「拘禁刑」へ変更

○改正対象様式

| | 別記様式 | 様式名 | 標準仕様書の帳票名 |
|------------------------------|--------|------------------|--|
| 国民健康保険法施行規則 昭和33年厚生省令第53号 | 1 | 資格確認書 | ※「懲役」の表記がないため影響なし |
| | 1_2 | | |
| | 1_2_2 | | |
| | 1_2_3 | | |
| | 1_2_4 | | |
| | 1_2_5 | | |
| | 1_2_6 | | |
| | 1_2_7 | | |
| | 1_2_8 | | |
| | 1_2_9 | | |
| | 1_2_10 | | |
| 1_2_11 | | | |
| | 1_4 | 高齢受給者証 | (別紙4) 国保_帳票レイアウト_01_資格管理_03_国民健康保険高齢受給者証 ※修正箇所2箇所あり |
| | 1_4_2 | | |
| | 1_5 | | |
| | 1_5_2 | | |
| | 1_6 | 食事療養標準負担額減額認定証 | ※「懲役」の表記がないため影響なし |
| | 1_6_2 | | |
| | 1_6_3 | 食事療養標準負担額減額認定証 | (別紙4) 国保_帳票レイアウト_01_資格管理_04_国民健康保険標準負担額減額認定証 |
| | 1_6_4 | | |
| | 1_6_5 | 資格確認書（特別療養） | ※「懲役」の表記がないため影響なし |
| | 1_6_6 | | |
| | 1_6_7 | | |
| | 1_6_8 | | |
| | 1_6_9 | | |
| | 1_6_10 | | |
| | 1_7 | 特定疾病療養受療証 | (別紙4) 国保_帳票レイアウト_01_資格管理_08_国民健康保険特定疾病療養受療証 |
| | 1_7_2 | | |
| | 1_8 | 限度額適用認定証 | ・(別紙4) 国保_帳票レイアウト_01_資格管理_12_国民健康保険限度額適用認定証（若年者） ・(別紙4) 国保_帳票レイアウト_01_資格管理_13_国民健康保険限度額適用認定証（高齢者） |
| | 1_8_2 | | |
| | 1_8_3 | | |
| | 1_8_4 | | |
| | 1_9 | 限度額適用・標準負担額減額認定証 | (別紙4) 国保_帳票レイアウト_01_資格管理_05_国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 |
| | 1_9_2 | | |

5. その他の対応について

(1) 刑法改正による資格確認書等の様式変更について

○様式例（見え消し版）

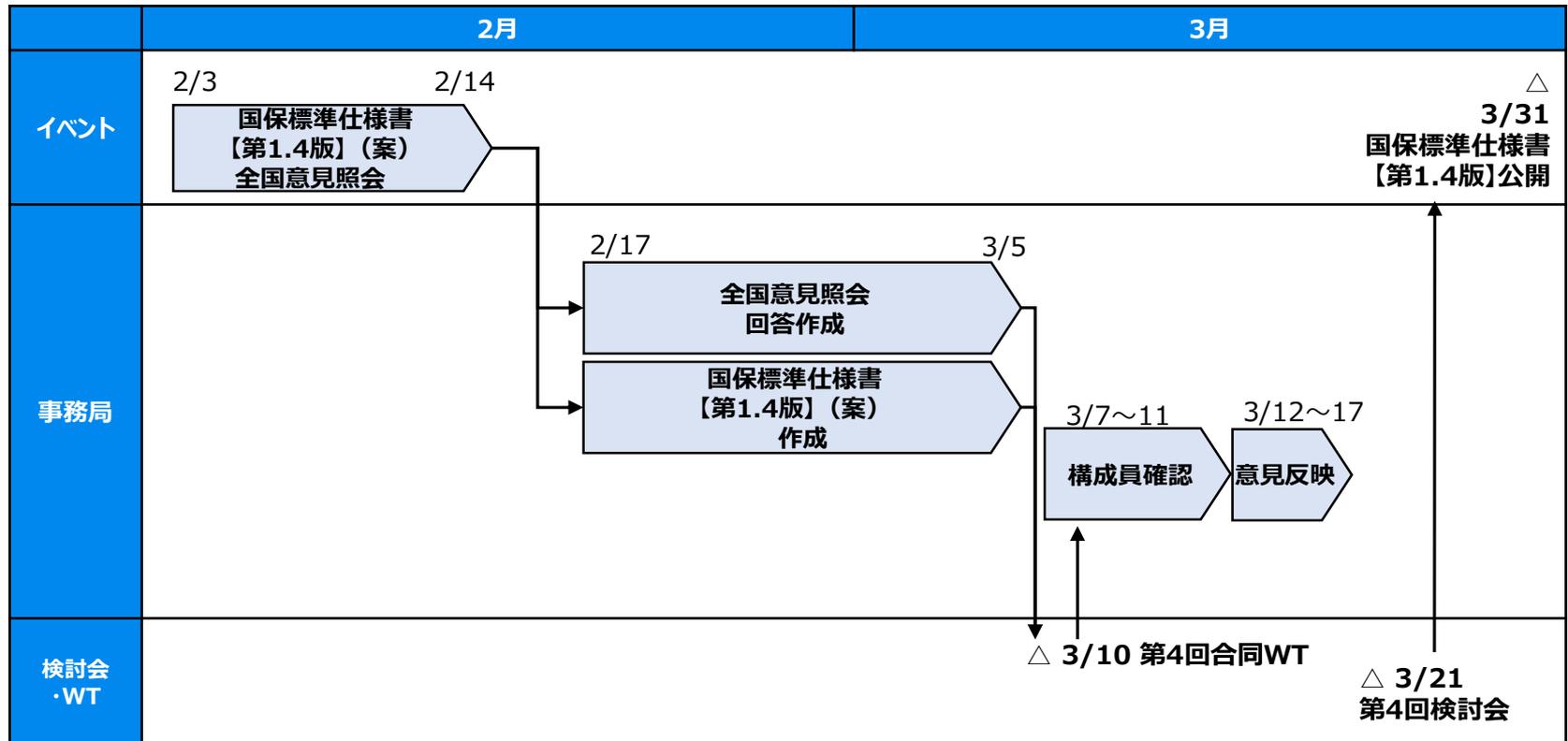
・国民健康保険特定疾病療養受療証（裏面）

注 意 事 項

- 一 この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに一ヶ月につき表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。
ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになります。
- 二 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 三 被保険者の資格がなくなったとき又は自己負担限度額が変更されたときは、直ちに、この証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められます。
- 五 有効期限を経過した証について、組合から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を組合に返してください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として**拘禁刑懲役**の処分を受けます。

6. 今後の予定

- 令和7年3月末の国保標準仕様書【第1.4版】公開までのスケジュール（案）を以下に示す。



- 「【別添①】ご意見一覧」及び「【別添②】標準仕様書【第1.4版】(案)」については、WT構成員様にて内容をご確認いただき、**疑義等がある場合は、令和7年3月11日までに事務局へご連絡いただきたい。**いただいたご意見については、必要に応じて仕様書への反映を行う予定。
- なお、WT構成員様のご意見を反映した仕様書（案）について、**3月21日に実施予定の第4回検討会にてご承認をいただいたのち、令和7年3月31日に国保標準仕様書【第1.4版】として公開する予定。**